

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		医療法人の吸収分割の認可
根拠条例・規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条 項		法第60条の3第4項、別表第13項四の第3号
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課（電話：048-829-1292）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 医療法人の設立認可の審査基準、医療法人の定款又は寄附行為の変更認可の審査基準及び医療法人の解散認可の審査基準に準じる。</p> <p>2 医療法人の合併及び分割について（平成28年医政発0325第5号 厚生労働省医政局長通知）に適合していること。</p> <p>3 埼玉県医療審議会において、「吸収分割することについて、適当と認める」旨の答申を得たものであること。</p>
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>協議期間 5日（埼玉県医療審議会に諮問）</p> <p>審査期間 35日</p>
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		埼玉県医療審議会の日程に合わせ、申請受付期間を設ける